

## 第6講座 学童保育と指導員をめぐる情勢と課題

講師：賀屋 哲男（全国学童保育連絡協議会副会長）

【ねらい】「常勤複数配置の補助金創設」「放課後児童対策パッケージ2025」「放課後児童クラブ運営指針の改定」など様々な動きがある中、現状と課題を確かめ、学童保育をよりよくしていくための運動の視点を学びあいましょう。

◎国の補助金は「子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）」から大きく増えている基準額の組み立て（指導員配置に関して）

2014年度まで（新制度前）：非常勤指導員2人配置・・・国の補助金額383億7,100万円

2015年度から（新制度開始）：非常勤指導員3人配置・・・国の補助金額515億円

2017年度から：常勤指導員1人＋非常勤指導員2人配置・・・国の補助金額725億3,000万円  
※処遇改善事業基準額7,598,000円（2024年度）名古屋市

2024年度から：常勤職員2人＋非常勤指導員1人配置・・・国の補助金額1,366億円  
※処遇改善事業基準額10,966,000円（2024年度）名古屋市

一方で、2015年度の新制度からはじまった「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下 省令基準）」の2つ（指導員の資格と配置人数）のみあった従うべき基準（市町村がつくる学童保育条例（学童保育を行う場合は、必ず市町村で定めなければならない条例）で、必ず守らなくてはならないもの）が、2020年度から学童保育指導員不足を理由に児童福祉法で参酌化（理由があれば守らなくても良いもの）された

・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）[2019年5月31日成立]」

第9条 児童福祉法の一部を次のように改正する

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

この法律により、指導員配置による補助基準額も変わった

↓

2019年度まで基本は1つ

放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ）をもってこれに代えることができる（省令基準）

2020年度から以下の4つに補助金の単位がわかれた

- ① 原則、「省令基準」どおり職員を配置した場合
- ② 有資格者1人のみ配置した場合
- ③ 無資格者を複数配置した場合

#### ④ 無資格者を1人のみ配置した場合

2024年度から

上記の4つに以下の単位が加わった

- ・常勤の放課後児童支援員を2人配置した場合

#### ◎指導員に関する補助金から考える

- ・処遇改善

「放課後児童支援員等処遇改善事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」

「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」

- ・しょうがいのあるこどもの受入

「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」「障害児受入強化推進事業」

- ・その他

「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業」

- ・指導員に係る支援

「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」

#### ◎放課後児童対策パッケージ2025とは

【放課後児童対策パッケージからの継続】

1.場の確保 2.人の確保 3.適切な利用調整

【充実】

1.年度前半及び夏季休業期間中の開所支援

2.小学1年生の待機児童解消

3.民間の新規参入支援・インターンの実施・預かりモデル事業

4.自治体施策の取り組み状況の詳細の公表

5.こどもの居場所の安全確保

6.運営委員会や統合教育会議の活用を促進、公事例の共有

#### ◎「放課後児童クラブ運営指針改定」主な変更について

- ・「子どもの権利条約」に基づく保育の推進と子どもと保護者への周知

- ・「おやつ」や「食事」の必要性和提供

- ・性被害防止

- ・ICTの活用

- ・しょうがいのある子どもの受け入れに関して専門機関との連携の重要性の具体化

- ・「社会的・文化的な困難をかかえる子ども」

- ・「タイムシェア」に関する配慮

- 安全確保への追記及び「安全計画」と「業務継続計画」について
- 「学童保育内での虐待」追記
- 「第三者評価」「自己評価」の明記

#### ◎学童保育の現状＝保育の質と子どもの権利

2024年度 子どもの集団の規模（71人以上の学童保育は増えている）

1人-10人	751支援の単位（2.0%）
11人-20人	2,454支援の単位（6.6%）
21人-30人	6,832支援の単位（18.4%）
31人-40人	12,284支援の単位（33.1%）
41人-50人	8,474支援の単位（22.8%）
51人-60人	3,393支援の単位（9.1%）
61人-70人	1,469支援の単位（4.0%）
71人-100人	1,103支援の単位（3.0%）
101人-150人	223支援の単位（0.6%）
150人以上	111支援の単位（0.3%）

#### ◎資格と打ち合わせの重要性

- 放課後児童支援員になる要件は10項目ですが…
  - 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
  - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村が適当と認めたもの

- ・「三」は高卒、「十」は中卒で指導員の経験が、「九」は高卒で指導員と類似の仕事経験が基礎要件になるので、その基礎要件は様々
  - ・「五」「六」「七」「八」は、大学もしくは大学院卒だが、その要件は「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程」となっており、幅広い基礎要件となっている
- ＝「放課後児童支援員」の資格は1つでも、なれる人は学び方も体験も様々で「放課後児童支援員」の資格を持っていても、保育観は様々
- 打ち合わせの重要性

◎放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について

2022年12月21日に「省令」改定に対する説明が厚生労働省より出されました。内容は各事業所・施設毎に「安全計画」策定を2023年度は努力義務とし、2024年度からは義務化するというもの。

＝補助金は指導員配置をしっかりとるように増やしている

≠省令基準は参酌化 → どうやって子どもの命と安全を守るか

◎学童保育の制度確立には課題が山積み（ないないづくし）

- ・学童保育の専用施設で保育をする法律になっていない  
＝子どもの権利保障になっていない
- ・指導員の処遇改善が進んでいない
- ・学童期の子どもの社会的子育てを充足する施策になっていない

◎指導員の働く職場環境を整えることが、子どもの最善の利益を保障し、保護者の子育てを保障することにつながる

- ・子どもの最善の利益を保障する = 命を守ることに直結
- ・社会的子育てを保障する  
＝ 保育を必要とする十要件の子をすべて保育できる体制づくり

↓

これらを保障するためには、指導員の働く環境を整えておくことが重要